

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

令和7年10月3日

滋賀県知事 三日月 大造

1 処分の原因となった事実

建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

2 建設業の許可の全部を取り消したもの

処分年月日	処分を受けた者				取り消した 建設業の種類
	商号または 名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	
R7.8.4	狩野瓦店	狩野 新蔵	高島市新旭町安井川554-1	(般-5) 第80691号	屋
R7.8.7	(有) キムラ	木村 修	湖南市平松北2-60	(般-4) 第30876号	電・管・水
R7.8.22	寺嶋鉄工	寺嶋 雅吉	蒲生郡竜王町山之上2422	(般-2) 第40793号	建・鋼

3 建設業の許可の一部を取り消したもの

処分年月日	処分を受けた者				取り消した 建設業の種類
	商号または 名称	代表者	主たる営業所の所在地	許可番号	
R7.8.7	(有) 村田鉄工	村田 勝	東近江市下一色町217-1	(般-2) 第51150号	土・と
R7.8.19	ナカマサ建設	松塚 政義	長浜市西上坂町102-2	(般-5) 第61268号	園・井
R7.8.28	(株) エクラホーム サービス	田中 良博	草津市矢橋町663-14	(特-6) 第22804号	管